

○裾野市総合計画審議会規則

昭和47年6月13日

規則第12号

改正 昭和57年9月3日規則第14号

平成21年5月1日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、裾野市総合計画審議会条例(昭和47年裾野市条例第17号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、裾野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 条例第7条第1項の規定により審議会に部会を置く。

- 2 部会の名称及び所掌事項は、別表のとおりとする。
- 3 部会は、前項の規定にかかわらず、審議会から特に付託があつたときは当該付託事項に関する審議を行うものとする。
- 4 審議会は、特に必要があるときは、第2項の規定にかかわらず、所掌事項を定めて臨時に部会を設けることができる。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 部会長は、部会を総括する。部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- 3 部会の委員以外は、部会長の承認を得て、部会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 部会長は、部会の所掌事項に関する審議の結果を審議会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、昭和47年6月14日から施行する。

附 則(昭和57年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	所掌事項
総務・行財政部会	行財政運営に関する事項 土地利用に関する事項 住民参加協働に関する事項 他の部会に属さない事項
産業建設・環境部会	産業振興に関する事項 社会生活基盤に関する事項 環境衛生に関する事項 消防及び防災交通に関する事項
社会福祉・教育部会	保健医療に関する事項 地域福祉に関する事項 教育文化に関する事項